

④ 扶養関係書類

対象(15歳以上23歳未満)の兄弟姉妹がない場合は、保険証(写し)は、必要ありません。

【保険証(写し)貼り付け用紙】

扶養関係が確認できる書類(保険証のコピー等)を貼付してください。

※保護者の保険証のコピーは不要です。

※生徒の兄弟姉妹(15歳以上23歳未満)の保険証のコピーは全員分が必要です。

※保険証のコピーは、被保険者等の記号・番号が復元できないよう、黒塗りにしてください。

生徒本人

(被扶養者)

生徒の兄弟姉妹(1)

(被扶養者)

生徒の兄弟姉妹(2)

(被扶養者)